

令和8年度事業計画

更生保護法人全国更生保護法人連盟

これまで更生保護施設は、第二次再犯防止推進計画に示された「地域における犯罪をした者等の自立支援の中核的担い手」として、一層多様かつ高度な役割を果たすため、特に、①処遇困難者の受入れ促進、②基本処遇と特定補導等の専門的処遇を有機的に組み合わせた入所者処遇の充実、③通所指導・訪問支援事業による退所者支援を含む息の長い支援の強化、④地域による包摂を推進する拠点としての体制整備その他の地域への貢献の積極化、そして、これらの実践を支えるため、⑤職場環境の改善と経営基盤の強化に取り組んできた。

その結果、コロナ禍を契機に極端に落ち込んだ収容率は改善の兆しが見え、出所後に更生保護施設に帰住する者が出所者全体に占める割合も年々増加するなど、更生保護施設は刑事政策を実施する上でますます重要な施設となってきた。また、昨年拘禁刑が導入され、改善更生のための矯正処遇の取り組みが強化されることを受けて、更生保護施設においては、これらの取り組みと一層連動しながら地域での立ち直りを息長く支えていく役割を一層充実させていくことが求められている。

他方、刑務所出所者が長期的に減少傾向にある一方で、処遇に困難を伴う事例が質的にも量的にも深刻化してきているほか、電気、ガス、食料品等の物価高騰の長期化、福祉等分野における慢性的な人材不足などの不利条件が重なり、厳しい経営状況からの脱却に呻吟する更生保護施設も増えつつある。また、更生保護協会等は、地域における息の長い支援を推進するための地域支援体制の整備において、なお多くの課題を有している。

更生保護委託費については、令和7年度の途中で予算不足が見込まれたため、必要かつ十分な財源の確保を求めて緊急要望を行い、相応の増額が図られた。しかし、令和8年度予算案においては、委託費の単価増は認められたものの、委託件数は低水準のままであり、さらに強化すべき分野への増額措置も不十分であるなど極めて厳しい内容となっている。

当連盟は、更生保護施設や更生保護協会等と一体となってこのような諸課題に取り組み、安全・安心な社会の実現に向けて刑務所出所者等の地域による包摂を推進するとともに、来る令和10年には、静岡において更生保護施設の先駆けである出獄人保護会社が設立されて140年の節目の年を迎えることを踏まえ、法務省保護局との緊密な協働の下、本年度は次のとおり事業を実施するものとする。

第1 地域自立支援の充実強化

1 地域自立支援施設としての整備

- (1) 地域における自立支援施設として必要な実施体制を整備するため、法務省保護局とともに、更生保護委託費について多角的な観点から見直しを行い、必要かつ十分な予算の確保に努める。

- (2) 更生保護施設における処遇の充実のため、処遇のガイドラインを作成し、基本処遇・専門的処遇・通所訪問支援を有機的に組み合わせた効果的な処遇の実現を図る。
- (3) 女性・高齢・障がい者の社会復帰支援、薬物依存からの回復支援、農福連携、自立準備ホームとの処遇連携、地域住民の安全・安心への貢献など特別の課題について、必要な方策を検討し実施する。
- (4) 拘禁刑導入後の矯正処遇の充実強化のための取組みや様々な入口支援に係る取組みとの連携強化について、必要な方策を検討し実施する。
- (5) 訪問相談支援事業の拡充を含むフォローアップ事業の一層の充実に努める。
- (6) 主に少年を対象とする更生保護事業への助成を目的とする「内田基金」を適切に管理・運用するとともに、広く寄附を受け入れ、助成対象の拡大についても検討する。
- (7) 今後の事業の在り方を見据え、更生保護事業者の厳しい経営状況を改善し、事業継続を支援するため、法務省保護局等と共同し、個別施設の経営改善策等の検討・実施に伴走する取組みを行う。

2 居住環境の改善による社会復帰の促進

- (1) 社会復帰を促進するため、更生保護施設の居住環境等を改善するための助成事業を計画的に実施する。
- (2) 更生保護施設の施設整備が着実に実施されるよう、関係機関・団体と連携する。

3 人材の確保・育成の推進

- (1) 職員のメンタルヘルスのケアなど職場環境の改善や職員給与の計画的引き上げを促す取組み等を実施するとともに、効果的な人材確保策について検討する。
- (2) 処遇の専門性の向上と多様化を担う人材を育成するため、「新任補導職員研修」・「処遇力強化研修」・「管理研修」などの集合研修、更生保護法人更生保護事業振興財団と連携した「他施設派遣研修」、及び「スキルアップ助成事業」などを実施する。
- (3) 研修用DVD及び冊子の活用を促進するとともに、当連盟主催による「SST研修」を実施する。

第2 地域更生支援ネットワーク化の推進

- (1) 息の長い支援を行う地域処遇体制の充実を図るため、更生保護法人日本更生保護協会等と連携しつつ、更生支援ネットワークの構築を推進する更生保護協会等の体制強化を進める。
- (2) 地域連携・助成事業を推進するための協議会を、法務省保護局及び更生保護法人日本更生保護協会と共催する。
- (3) 更生保護施設在所中及び退所後の立ち直り支援に資する官民の取組みとの連携、協働、参画を推進する。

第3 関係機関・団体との連携

- (1) 更生保護関係機関・団体との連携を強化し、第76回“社会を明るくする運動”その他の更生保護に係る諸施策を推進する。
- (2) 更生保護施設等支援協議会、認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

- 及び一般社団法人日本自立準備ホーム協議会その他の更生支援関係機関・団体との連携・協力を強化するなど、被支援者の生活支援の方策を更に検討する。
- (3) 地方更生保護施設連盟等が実施する事業に協力するとともに、申請に基づき、必要に応じ助成を検討する。

第4 ICT化の推進

- (1) 更生保護事業全般のICT化について保護局とともに検討する。
- (2) 更生保護法人立川更生保護財団の支援により令和6年度に導入された「更生保護施設業務支援ソフト(更請2024)」の円滑な更新やオンライン会議システムの積極的な活用等により、業務の効率化を推進し、更生保護事業の充実を図る。

第5 広報の充実

- (1) ホームページ「Guide Runner for リ・スタート」を積極的に活用し、迅速かつ充実した情報発信を行い、会員相互の情報共有・交流を促進するとともに、広く国民から更生保護事業に対する理解と協力が得られるよう努める。
- (2) 「全更連会報」の内容や活用方法を見直し、ホームページと併せ、更生保護事業に係る広報の強化を図る。

第6 傷害共済事業の運用

会員の要望を踏まえ、当連盟傷害共済規程の改正や新たな事業の検討を行い、傷害共済事業の適正かつ円滑な運用を図る。

第7 表彰及び慶弔・見舞い

当連盟の顕彰及び慶弔規程に基づき、更生保護法人等の役職員に対する功労表彰、慶弔儀礼等を適切に行う。

なお、震災復興支援の趣旨を踏まえ、表彰記念品を変更する。

第8 その他

令和10年に、静岡において更生保護施設の先駆けである出獄人保護会社が設立されて140年の節目の年を迎えることを踏まえ、更生保護法人日本更生保護協会、更生保護法人全国保護司連盟と協働し、関係者の意識高揚と広報等のための取り組みについて検討を進める。